



平成23年4月20日

各 位

会社名 センコー株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 泰久
(コード：9069、東証一部・大証一部)
問合せ先 総務部長 鷲田 正己
(TEL. 06 - 6440 - 5155)

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）の規定に基づく勧告を受けました。

これは、当社が本件下請事業者に対し、支払方法を手形払いから現金払いに変更する際、手形期間分の金利相当額、及び、事務処理上の費用を確保するため「手数料」として下請代金の額に一定率を乗じた額を差し引いていた行為が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。

なお、当社は、平成22年1月25日及び平成23年4月12日に、本件下請事業者に対し、当該下請代金の減額とされた金額（下請事業者273名に対し、総額43,581,757円）を既に返還しております。

関係各位には、ご心配をお掛けする結果となり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます次第です。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、同様の事態の再発防止に努めるとともに、改めて当社の役職員に対して下請法の遵守を周知徹底いたします。

今後も当社グループは、公共性の高い物流事業を行う企業として、コンプライアンス（法令遵守）に徹した企業行動に努めてまいりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上